

平成24年度生活衛生課関係予算(案)等の概要

平成23年12月24日
厚生労働省健康局
生活衛生課

予 算

24年度予算額(案) [23年度予算額]
2,551百万円 [2,289百万円]

1. 生活衛生営業対策 956百万円 [748百万円]

(1) 生活衛生関係営業対策事業費補助金

797百万円 [724百万円]

全国生活衛生営業指導センターのシンクタンク機能の強化を図るとともに、生活衛生同業組合及び連合会の行う衛生対策、振興事業の支援を強化する。

- ・ 全国生活衛生営業指導センター 135百万円 [101百万円]
 (新) 生衛業経営状況実態調査
- ・ 都道府県生活衛生営業指導センター 455百万円 [436百万円]
- ・ 生活衛生同業組合、連合会 207百万円 [188百万円]
 (新) 災害時危機管理事業

(2) 被災した生活衛生関係営業者への支援【復旧・復興】

(復興庁一括計上) 135百万円 [0百万円]

店舗等の再建が困難な被災した生活衛生関係営業者の復興を支援するために、仮設クリーニング工場の設置などを支援することにより、営業者の自立を支援する。※23年度補正で233百万円計上

(3) その他

24百万円 [24百万円]

(新) 環境衛生監視員研修 1.5百万円 [0百万円]

2. 株式会社日本政策金融公庫補給金

1,587百万円 [1,532百万円]

株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付業務に係る補給金

※ 裁量的経費としての取扱を改め、非裁量的経費(義務的経費)とすることについて認められた。

3. 建築物等環境衛生対策

9百万円 [9百万円]

日本政策金融公庫融資（生活衛生資金貸付）

1. 貸付計画額 1, 150億円 [1, 200億円]
2. 貸付制度の改善
 - (1) 振興事業促進支援融資制度(平成23年度に創設)の延長等
 - (2) 特別利率適用施設設備の拡充等
 - ・発電設備（飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、旅館業）
 - ・省エネルギー設備にヒートポンプ方式熱源装置を追加
 - (3) 生活衛生経営改善貸付の条件緩和

税制改正

1. 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長〔法人税〕

生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却措置の適用期限を1年延長
2. 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長〔所得税・法人税〕

フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機又は活性炭吸着回収装置内蔵型のテトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機を新増設した場合に、取得価額の8%の特別償却を認める特例措置(平成23年度改正)の適用期限を2年延長
3. 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の拡充〔固定資産税〕

活性炭吸着回収装置又は活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機に係る固定資産税の課税標準を軽減する特例措置について、活性炭吸着回収装置を対象から外し、フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機を対象に追加し、課税標準を価格の2分の1(現行3分の1)にした上で、適用期限を2年延長
4. ホテル・旅館の建物に係る固定資産税評価の見直し〔固定資産税〕

観光立国の観点から重要な役割と果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産税評価について、現在実施されている実態調査等の結果を踏まえ、家屋類型間の減価状況のバランスも考慮の上、見体的な検討を進め、平成27年度の評価替えにおいて対応